

令和6年8月26日招集

第8回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第8回狹山市農業委員会総会

令和6年8月26日（月曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後3時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 狹山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (5) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 生産緑地に係る主たる農業従事者証明願いについて
 - (7) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いについて
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後5時10分

本日の出席農業委員 10名

1番	2番 落合房子	3番
4番	5番 堀口一男	6番
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田善徳	橋本貴男	奥富一利	筋野克典
内田博樹	片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主幹 松川 郁子

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第8回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・農地あっせん台帳

となります。宜しいでしょうか。

局 長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。それでは、これより第8回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長職務代理にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長職務代理からご挨拶を頂戴いたします。

議 長 会長職務代理の挨拶
・現在、猛暑のなか利用状況調査を実施中

事務局 ありがとうございました。それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議 長 只今から、第8回狹山市農業委員会総会を開催します。なお、議席番号3番 増田棟順委員、4番 渡邊隆夫委員、8番齋藤栄一委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号9番 室岡委員と10番 清水委員にお願いします。これより議案の審議を行います。本日の議案内容につきまして事務局より説明を求めます。

事務局 総会議案書の表紙をめくっていただき、地区別許可申請等一覧をご覧ください。農地法第3条許可申請が入曽地区1件、奥富地区

2件、第4条許可申請が入曽地区1件、第5条許可申請が入間川地区1件、入曽地区4件、堀兼地区1件、柏原地区1件となっています。また、農用地利用集積計画は、堀兼地区2件、奥富地区1件、柏原地区1件、水富地区1件となっています。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、議案第1号「農用地利用集積計画について」を審議いただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から利用状況調査の進捗状況も踏まえて報告を求めます。はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、
3 堀兼地区（奥富推進委員）、（筋野推進委員）、（内田推進委員）、
4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、
6 水富地区（高橋推進委員）・・・各委員より報告

議 長 ありがとうございました。まだ、ひと月程度続くことになりますが、健康に留意の上、宜しく願いいたします。それでは、議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局 総会議案書の1ページをお願いします。今回は、利用権の設定が5件、9筆、地目は「田」が1筆2, 204㎡、「畑」が8筆11, 162㎡です。権利関係は、賃貸借権設定が4件、使用貸借権設定が1件です。詳細につきましては、総会議案書の2ページからとなります。

1 番

渡し人は堀兼に在住、受け人は堀兼に在住。

所在地は、大字堀兼字広野 外1筆、地目畑、面積は合計で4,533㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定で、認定農業者となっています。

2 番

渡し人は堀兼に在住、受け人は堀兼に在住。

所在地は、大字堀兼字尾花台 他2 地目畑、面積は合計で2,219㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。認定農業者となっています。

3 番

渡し人は下奥富に在住、受け人は下奥富に在住。

所在地は、大字上奥富字上三田 地目田 面積2, 204㎡、
権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。認定農業者となっています。

4 番

渡し人は柏原に在住、受け人は日高市に在住。

所在地は、柏原字上ノ原 外1筆、地目畑、面積は合計で
4,197㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。
認定農業者となっています。

5 番

渡し人は笹井に在住、受け人は柏原に事務所を置く法人。

所在地は、大字笹井字下仲居上 地目 畑
面積213㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定です。
法人の代表が、認定農業者となっています。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号1番についてご説明いたします。受人は富士見で福祉活動を行っている新規の法人、渡人は北入曽に在住。申請地は、北入曽字入間野 畑 1,726㎡のうち100㎡ 入間野小学校の南に位置します。受人は障がい者を雇用したハーブ事業を始めるにあたり、専用の作業員を新たに2人雇い入れるなど、今後も継続して行っていく計画を持っています。
以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号2番についてご説明いたします。受人は下奥富に在住、渡人は川越市に在住 申請地は、下奥富字宮後。

田 1,010㎡ 他1 サンパーク奥富の北東に位置します。他1はセブンイレブン下奥富店の北東に位置します。申請地は、受人の父親が使用貸借権にて借りていましたが、受人死亡により自動解約となったことから、新たに契約を締結するものです。また、外1の筆は現在、法人による砂利採取の期間中ではありますが、砂利採取期間中に耕作者が急逝してしまったこと、地主との契約が使用貸借権の設定であったこと、じきに終了する砂利採取の手続きが複雑となること等を勘案したものです。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号3番についてご説明いたします。受人は下奥富に在住で新規、渡人は下奥富に在住 申請地は、下奥富字稻荷上畑 754㎡ 西武文理小学校の南西に位置します。受人と渡人とは親子関係にあり、受人が夫と飲食店をやっている関係から、自ら作付けした野菜を提供したいとのこと です。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』とします。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 議案第4号整理番号1番について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字南入曽字南流、地目は畑、地積は27㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住するI氏で、転用目的は住宅敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号整理番号1番について審査結果を報告します。申請地は狭山市入間川字中平野、地目は畑、地積は469㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
御狩場小学校 松村歯科
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は所沢市に居住する個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第4号整理番号2番について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曽字本橋場、地目は畑、地積は489㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
金村産婦人科 ふなき歯科
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は静岡県富士市に居住、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことか

ら、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願い
いたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いよう
です。本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手
をお願いします。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』
とし、県に提出します。次に、整理番号3番について、担当委員の
説明を求めます。

委 員 議案第4号整理番号3番について審査結果を報告します。申請
地は狭山市大字南入曽字町屋道 他1、地目は畑、地積は350㎡
です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科 いぶき山整形外科
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ 上水のみ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の
利用状況は遊休地です。事業計画者は狭山市に居住するY氏で、転
用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考に
してください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、
朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことか
ら、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願い
いたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いよう
です。本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手
をお願いします。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』
とし、県に提出します。次に、整理番号4番について、担当委員の

説明を求めます。

委員

議案第4号整理番号4番について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字南入曽字宅地裏 他1、地目は畑、地積は465㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
こいけ歯科 いぶき山整形外科
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は狭山市に居住するK氏で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

委員

議案第4号整理番号5番について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字南入曽字北流、地目は畑、地積は991㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい

- ・ 500m以内に公共公用施設が2以上ある はい

山王小学校 山王中学校

- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ 上水道のみ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休地です。事業計画者は狭山市で自動車販売と修理を行っているに居住する法人で、転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

委員 議案第4号整理番号6番について審査結果を報告します。申請地は狭山市大字堀兼字流、地目は畑、地積は2,122㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある はい
- ・ 500m以内に公共公用施設が2以上ある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕作中です。事業計画者は清瀬市で建設業を営んでいる株式会社Kで、転用目的は農地改良です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付

されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

委 員

議案第4号整理番号7番について審査結果を報告します。申請地は狭山市柏原字城ノ越 外1筆、地目は畑、地積は13.66㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
柏原診療所 水季野歯科
- ・インフラの整備が進んでいる はい 上下水道
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付です。事業計画者は狭山市に居住するT氏で、転用目的は敷地拡張です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・目的実現性は 適

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。質疑等を受け付けます。質疑は無いようですので、本件を許可相当とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。以上をもちまして、本日の議題は終了しました。次に、報告事項に移ります。事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、1件1筆、地目畑、面積1,425㎡、相続による届出で、あっせんの希望はございません。次に農地法第4条の規定による届出は、2件3筆、地目畑、面積883.12㎡、転用目的は住宅敷地1件、駐車場敷地1件です。次に農地法第5条の規定による届出は、3件5筆、地目畑、面積442㎡、転用目的は、駐車場敷地2件、住宅敷地1件です。次に公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、3件4筆であります。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。

事務局 あっせん台帳についてをお渡ししますので、推進委員におかれましては、この台帳を基に活動いただきますが、着手の際には事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。また、農地利用最適化活動活性化研修会について参加しますので各自よろしくお願いいたします。

日程 9月11日（水） 13：30～

場所 羽生市産業文化ホール

※バスの出発は、11：00に市役所発となります。

以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑は無いようです。その他について、委員から何かありますか。無いようですので、以上で第8回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。